

妙高市特定事業主行動計画の実施状況及び

妙高市における女性の活躍状況の公表（令和5年7月）

妙高市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、「妙高市特定事業主行動計画」を策定し、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施しています。

つきましては、同法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を公表します。

あわせて、同法第21条の規定に基づき、本市における女性の活躍状況を公表します。

〈職業生活における機会の提供に関する実績〉

（1）採用した職員に占める女性職員の割合

【目標：一般事務職採用者の女性割合 50%を確保する】

採用年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一般事務	40.0%	33.3%	0%	80%	50.0%
保育士・保育教諭	100.0%	100.0%	100%	100%	100.0%

（2）採用試験の一般事務職受験者の総数に占める女性の割合

受験年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
一般事務職	48.0%	36.4%	47.4%	40.5%
保育士・保育教諭	78.6%	55.6%	83.3%	80.0%

（3）職員に占める女性職員の割合（再任用職員除く）

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
一般事務	30.1%	30.3%	30.4%	30.6%	32.5%
土木・建築技術	9.5%	10.0%	14.3%	14.3%	21.1%
保育士・保育教諭	96.9%	96.9%	98.5%	98.4%	98.5%

（4）中途採用の男女別実績（ ）は保育士

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
男性職員	1	0	1	0	4
女性職員	1	0 (3)	3 (3)	3 (2)	2

(5) 管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

【目標：事務職における係長以上の女性割合 15%以上】

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
管理職割合	13.3%	11.7%	11.5%	12.5%	16.5%
課長職	5.3%	4.5%	4.8%	9.5%	9.5%
課長補佐職	9.1%	9.5%	12.0%	16.7%	21.7%
係長職	18.4%	15.7%	14.0%	11.8%	17.0%

(6) 機会の提供に資する制度の概要

●セクシュアル・ハラスメント等の対策の整備状況

セクハラ等対策のため、「妙高市職員のハラスメント防止に関する要綱」に基づき、相談窓口の周知や管理職対象のオンライン研修会を実施。

●特定事業主として実施する教育訓練・研修の概要

男女の別なく、人物本位の人事評価を行い、意欲と能力の把握に努め、その能力を存分に発揮できるよう、適材適所の人事配置に努めた。

●中途採用の概要

平成 24 年度から一般事務の社会人採用試験を実施。さらに、令和元年度からは、保育士の経験者枠試験を実施。

〈職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績〉

(1) 離職率（令和 4 年度）定年退職者除く

	離職率	離職者の年代別割合			
		～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳
男性職員	4.0%	5.9%	11.1%	2.0%	3.1%
女性職員	5.3%	6.1%	2.7%	3.1%	1.0%

(2) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

【目標：育児休業取得率 女性職員 100%、男性職員 10%】

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度取得期間の状況		
					6 月未満	6 月以上 12 月未満	12 月以上
男性職員	0%	20%	0%	0%	0%	0%	0%
女性職員	100%	100%	100%	0%	0%	0%	0%

(3) 男性職員の配偶者出産休暇（2 日）の取得率

【目標：妻の出産時における休暇 1 日以上取得率 100%】

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
取得率	100.0%	100.0%	100.0%	0%
平均取得日数	2 日	1.5 日	1.6 日	—

(4) 育児参加のための休暇（5日）の取得率

【目標：男性の育児参加のための休暇の取得率 80%】

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
取得率	0%	100.0%	0%	0%
平均取得日数	—	2.9 日	—	—

(5) 時間外勤務の状況（令和4年度）

【目標：時間外勤務命令は1ヵ月45時間かつ1年360時間の範囲とする】

時間外勤務時間数(年間)(A)	29,161 時間
時間外勤務対象者数(B)	291 人
一人当たり時間外勤務時間数(A/B)	100 時間
月45時間を超える時間外勤務者数(延べ人数)	40 人

(6) 年次有給休暇の取得日数の状況（令和4年1月1日～12月31日）

【目標：年間の年休取得1人当たり10日以上とする】

職員1人当たり取得日数	9日 5.43 時間
年休付与日数に対する取得率	49.0%

(7) 仕事と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度等

- 令和3年4月より妙高市職員のテレワーク実施要領を制定し、運用を図っている。